

交通計画ニュース

～だれもが安全で快適に移動できる交通体系をめざして～

第4号

平成28年

3月発行

第10回 鎌倉市交通計画検討委員会が開催されました！

平成28年2月4日(木)に、第10回鎌倉市交通計画検討委員会(以下「第10回検討委員会」という。)を開催しましたので、検討内容について報告します。

- ◆日 時:平成28年2月4日(木)
- ◆時 間:午前10時00分から午前11時30分まで
- ◆場 所:鎌倉市役所第3分庁舎 2階 災害対策本部室
- ◆議 題:1 平成27年度の取組み状況
2 平成27年度の検討委員会・専門部会の進め方
3 (仮称)鎌倉ロードプライシングの検討状況
4 市民憲章(案)



第10回検討委員会の様子 (H28.2.4)

平成27年度の検討委員会・専門部会の進め方について

これまでの検討委員会に加え、(仮称)鎌倉ロードプライシングの法制度等の専門的な課題を議論するために、法律や経済等の学識経験者と国等の行政機関の職員で構成される「鎌倉市交通計画検討委員会・特別委員会」(以下「特別委員会」という。)を設置し、2つの体制で検討を進めます。

鎌倉地域の地区交通計画の策定と
新たな施策の検討

鎌倉市交通計画検討委員会

○市民 ○公共的団体 ○商工業者
○交通事業者 ○学識経験者
○関係行政機関

鎌倉市交通計画検討委員会・専門部会

○市民 ○公共的団体 ○商工業者
○交通事業者 ○学識経験者

(仮称)鎌倉ロードプライシング
に特化した専門的な課題の検討

特別委員会

○学識経験者
○関係行政機関(国等の行政職員[本省等])

特別委員会・幹事会

○学識経験者
○関係行政機関
(国・県等の行政職員[地方行政機関等])

連携

鎌倉市交通計画検討委員会等組織図

(仮称)鎌倉ロードプライシングの検討状況について

平成28年1月20日(水)に第1回特別委員会を開催しました。委員長には、鎌倉市交通計画検討委員会の委員長である日本大学理工学部 岸井教授、副委員長には、同委員会の副委員長である埼玉大学大学院理工学研究科 久保田教授が選出されました。平成27年度～平成28年度のスケジュールや(仮称)鎌倉ロードプライシングの検討課題について確認しました。

〔特別委員会での主な意見の要旨〕

- 道路法における「道路無料公開の原則」との関係を整理する必要がある。道路の利用に着目したものでないと整理する必要がある。
- 道路法は、ロードプライシングを想定してつくったものではなく、「道路無料公開の原則」の「原則」としての重みを見極めながら今後、議論をすべきである。
法定外税の同意要件に関して、地方税法に「同意しなければならない」と記載されており、要件に該当しなければ、総務大臣に同意しない自由は無いはずである。
- ロードプライシングと交通規制との関係を整理する必要がある。交通規制について、規制の目的を達成する上で必要最低限のものをやっていることとの関係でいえば、ロードプライシング以外に交通に影響を与えることなく目的を達成する手段はないか、ロードプライシングが必要最低限の手段なのかなどについて検討する必要がある。
- ロードプライシングのエリアの中に入ってこない車両を受け止めるため、他の交通施策とセットで行うことが重要。他の交通施策の検討も必要ではないか。

(仮称)「古都鎌倉 交通市民憲章」(案)を検討しています！

(仮称)「古都鎌倉 交通市民憲章」とは

平成8年に策定した「鎌倉地域の地区交通計画に関する提言」の計画目標の実現に向け、これまでの自動車に関する考え方や利用を見直す必要があると考え、当時、その精神を「鎌倉地区交通市民宣言(案)」として表明しました。案のまま概ね20年が経過したことから、新たな視点や見直す視点が無いのか、検討委員会で検討しています。名称は、今後の議論を踏まえ決定しますが、鎌倉地域の特徴を示し、徒歩と公共交通を中心としたまちをめざす目的に合うよう検討します。

【基本的な考え方】

■制定の目的	古都鎌倉は、休日を中心に著しい交通渋滞が発生しており、バスの定時性・速達性の低下、緊急車両の遅れなど、市民生活に大きな支障をきたしている状況です。その解決に向けては、自動車の利用を自粛し、必要に応じて抑制を図り、徒歩と公共交通を中心とした交通環境をめざすことが必要です。そこで、(仮称)「古都鎌倉 交通市民憲章」を制定し、市民や行政が進める取組みの精神を来訪者等に広くアピールします。
■役割・位置づけ	計画目標の実現に向けては、市民と行政とが協働して、全市的に取り組むことが必要です。交通市民憲章は、鎌倉市の交通計画の上位に位置し、市民や行政の行動規範を定めるものです。これを将来に渡って継承し、その理念を広く浸透させることが重要であることから、「宣言」ではなく、議会に諮る「憲章」として制定することをめざします。 ～計画目標～ ・自動車利用の抑制と公共交通の活用による安全で快適な地域づくり ・歩行空間と居住環境の再生による市民生活と観光が共生できるまちづくり ・活力とにぎわいのある歩いて楽しい古都鎌倉の観光地づくり
■制定の手順	素案の策定後、市民アンケート、市政 e-モニター、パブリックコメント等を実施し、市民意見を反映させた案を市長が議会で提案し、可決をめざします。

第10回検討委員会等での主な意見

◆名称について



市民に誤解を与えないように「古都鎌倉 交通憲章」、「鎌倉市交通憲章」に変えてはどうか？

◆本文の構成について



最終目的として「このような理念で行く」というものがあつた方が良い。「市民と一緒にやっていこう」という憲章の方が望ましい。

◆本文の「私たちの快適な生活環境に支障をきたすとともに、移動の自由が奪われている状況」について



来訪されることが迷惑であると読み取れ、違和感がある。



自由が奪われるというのは、束縛をイメージさせるので、提案として、「私たちの快適な生活環境及び移動に支障をきたしている状況」はどうか。

◆本文の「公共交通が利用しやすい」について



江ノ電等は休日混雑しているので利用しづらい。専門部会ではどのように認識しているのか。



市民の代替交通として、バスが円滑に走れるようになれば公共交通全体の利便性は高まる。総合的な施策によって利用しやすくする必要があるので、目標に掲げている。

◆本文の「私たち自らが過度な自動車利用を控える」について



一番のポイントであり、括弧等で強調しても良い。

◆これまでの「交通計画ニュース」及び鎌倉市交通計画検討委員会の資料等は、市ホームページで見ることができます。

URL: <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/koutsu/kentou-iinkai.html>

お問い合わせ先：鎌倉市 まちづくり景観部 交通計画課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL:0467-23-3000 (内線:2510) FAX:0467-23-8700

E-mail: koutsu@city.kamakura.kanagawa.jp HP: <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp>

検討委員会の
ページはこちら

